

日医発第 1091 号(情シ)(保険)
令和 8 年 9 月 1 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
常任理事 江澤 和彦
(公印省略)

「医療扶助のオンライン資格確認等に係るアンケート」について（周知依頼）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

医療扶助に係る医療機関等の業務負担軽減策の検討に活用することを目的として、医療扶助のオンライン資格確認等に係るアンケートを実施するとのことで、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件について、本事務連絡以外にも下記の方法にて医療機関へ周知を行う予定とのことです。

- ・医療機関等向け総合ポータルサイトに登録のあるメールアドレスへメール（件名：【厚生労働省からのお願い】医療扶助のオンライン資格確認等に係るアンケート）を发出（9月1日发出）

以上

【実施目的】

医療機関の皆様の医療扶助に係る業務負担を軽減するため、医療扶助のオンライン資格確認の推進・効率化や、要否意見書のオンライン化、福祉事務所の運用改善や生活保護受給者への支援の在り方等に係る検討を行うに際し、医療機関等における実態確認を行う

【アンケート対象】

オンライン資格確認を導入済の医療機関・薬局・訪問看護ステーション

【アンケート回答方法】

下記の URL または右の QR コードを読み取り、Google Forms にアクセスしてご回答ください。



<https://forms.gle/j7J4Bir1THB3nLf37>

※基本情報・必須回答 5 問・任意回答 6 問から構成。回答所要時間は 5～10 分程度。

【実施期間】

令和 8 年 9 月 1 日（火）～30 日（水）

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局 保護課 保護事業室
TEL : 03-5253-1111（内線 2829）

【医療扶助のオンライン資格確認概要ページ】

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010113

【別添資料】

- ・事務連絡：「医療扶助のオンライン資格確認等に係るアンケート」について（周知依頼）
- ・アンケート内容

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

「医療扶助のオンライン資格確認等に係るアンケート」について（周知依頼）

貴会におかれましては、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による医療扶助の実施について、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

生活保護制度においても、令和 6 年 3 月から医療扶助のオンライン資格確認の運用を開始しており、生活保護受給者が委託先医療機関及び薬局で資格確認を行う際には、原則としてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うこととしています。

今般、医療機関の皆様の医療扶助に係る業務負担軽減策の検討に活用することを目的とし、医療扶助のオンライン資格確認等に係るアンケートを実施することといたしました。

貴会におかれましては、より多くの医療機関の皆様にご回答いただけるよう、アンケートの実施について、会員への周知にご協力を賜りますよう、お願いいたします。

記

1. 実施目的

医療機関の皆様の医療扶助に係る業務負担を軽減するため、医療扶助のオンライン資格確認の推進・効率化や、要否意見書のオンライン化、福祉事務所の運用改善や生活保護受給者への支援の在り方等に係る検討を行うに際し、医療機関等における実態確認を行うもの

2. アンケート対象

オンライン資格確認を導入済の医療機関・薬局・訪問看護ステーション

3. 実施方法等

Google Forms にて実施。（URL : <https://forms.gle/j7J4Bir1THB3nLf37>）

※ 対象医療機関等に発出されるメール（件名：【厚生労働省からのお願い】医療扶助のオンライン資格確認等に係るアンケート ）に記載の URL に同じ。



基本情報・必須回答 5 問・任意回答 6 問から構成。回答所要時間は 5 ～ 10 分程度。

4. 実施期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）～ 30 日（水）

【照会先】

厚生労働省社会・援護局 保護課
保護事業室
TEL : 03-5253-1111（内線 2829）

医療扶助のオンライン資格確認等に係るアンケート アンケート項目一覧 ①（必須回答項目）

【アンケートご協力をお願い】

生活保護制度においても、令和6年3月から医療扶助のオンライン資格確認の運用を開始しており、生活保護受給者が委託先医療機関及び薬局で資格確認を行う際には、原則としてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うこととしています。

本アンケートは、医療機関の皆様の医療扶助に係る業務負担軽減策の検討に活用することを目的としたものです（医療扶助のオンライン資格確認の推進・効率化や要否意見書のオンライン化など）。また、福祉事務所での運用改善や生活保護受給者への支援の在り方についても、あわせて検討してまいります。

業務御多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本アンケートの趣旨を御理解いただき、御回答くださいますようお願い申し上げます。

※ 下記のほか、医療機関の基本情報に係る問（2問）あり

Q1 被保護者（生活保護受給者）の月間受診件数はおおよそ何件ですか。

- ① 5件未満 ② 5～10件未満 ③ 10～50件 ④ 51～100件 ⑤ 101～500件 ⑥ 501～999件 ⑦ 1,000件以上

Q2 医療扶助のオンライン資格確認を導入していますか。

- ① 導入している ② 導入予定（今年度中） ③ 導入予定（来年度） ④ 検討中 ⑤ 導入しない

※ Q2で④・⑤を選択した医療機関等のみ

→ 医療扶助のオンライン資格確認を検討中又は導入しない理由をご回答ください。（複数選択可）

- ① システム改修費用の負担が大きい ② 導入手順・方法がわからない
③ 被保護者の受診が少なく、導入メリットを感じない ④ 被保護者のマイナンバーカード保有率が低い
⑤ その他（自由記述）

Q3 貴機関において要否意見書の取り扱いはありますか。

- ① ある ② ない ③ 薬局・訪問看護ステーションのため、要否意見書を記載していない

※ Q3で①を選択した医療機関等のみ

→ 取り扱いのある要否意見書の種別を選択してください。（複数選択可）

- ① 医療要否意見書 ② 精神疾患入院要否意見書 ③ 給付要否意見書（移送） ④ 給付要否意見書（治療材料）
⑤ 訪問看護要否意見書

→ 要否意見書は、主に誰がどのように記載していますか。

- ① 医師が全て記載する ② 医療事務が下書きして医師が追記・記名する ③ 要否意見書の記載に医師は関与していない ④ その他

→ 要否意見書をオンラインで提出できる仕組みが整備された場合、この仕組みを利用するご意向はありますか。

- ① 利用する/利用する方向で検討する ② 利用しない/紙の方がよい

医療扶助のオンライン資格確認等に係るアンケート アンケート項目一覧 ②（任意回答項目）

Q4 被保護者のうち、マイナンバーカードを持参する割合はおおよそどの程度ですか。

- ① 全員 ② ほぼ全員（80%以上） ③ 半数程度（40～80%） ④ 少数（10～40%） ⑤ ほとんどいない（10%未満） ⑥ 全くいない

Q5 被保護者について、電子処方箋管理サービスへの処方・調剤情報登録（重複投薬等チェック等）を実施されていますか。

- ① 電子処方箋システムを導入していない
② 受給者番号等が確認できた場合のみ、情報登録を実施している（オンライン資格確認、レセコン・薬局システムで管理、処方箋に記載等）
③ 受給者番号等が確認できた場合のみならず、受給者番号等が確認できない場合でも、福祉事務所に電話等で問い合わせ確認した上で、情報登録を実施している
④ その他（自由記述）

Q6 要否意見書1件あたりの作成に要する時間はどの程度ですか。

- ① 5分未満 ② 5～15分未満 ③ 15～30分未満 ④ 30分以上

Q7 要否意見書の作成にあたり、負担に感じることを選択してください。（複数選択可）

- ① 初診等、治療初期の段階では要否の判断が困難である
② 被保護者の受診後、福祉事務所から作成依頼があるまでの期間が長い ③ 記載項目が多く、作成に時間を要する
④ 紙によるやりとりで事務負担が生じている ⑤ 現状の運用で大きな支障は生じていない
⑥ 要否意見書の取り扱いがない（薬局・訪問看護ステーションの場合も含む） ⑦ その他（自由記述）

Q8 被保護者の診療・調剤等にあたり、被保護者との関係で課題と感じていることはありますか。

あてはまるものをすべて選択してください。（複数選択可）

- ① 同一の被保護者が短期間に繰り返し受診し、対応や診療方針の判断に苦慮することがある
② 重複・多剤投与が疑われるが、他の医療機関での処方状況を把握できず対応に苦慮することがある
③ 後発医薬品の使用について、被保護者の理解を得る（先発医薬品の希望への対応等）のに苦慮することがある
④ 医療扶助の対象外となる診療・薬剤等（保険外・自由診療等）への対応や説明に苦慮することがある
⑤ 福祉事務所に相談・連携したいにも関わらず、担当者にうまくつながらないことが多い（担当者不明・不在等）
⑥ 特に苦慮する場面はない ⑦ その他（自由記述）

Q9 医療扶助の運用全般について、改善してほしい点やご要望があればご記入ください。